

給付全般 祝品

死亡弔慰金

●退職組合員が死亡したとき、一律10,000円を給付します。

★提出書類 …… 死亡弔慰金請求書

★添付書類 …… 死亡診断書又は除籍済の戸籍抄本（コピー）
退職組合員証

退会金

●70歳以下の退職組合員が死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき、退会金を給付します。

★提出書類 …… 退会金請求書

★添付書類 …… 退職組合員証
転出後の住民票（コピー）（県外へ転出した場合）

※静岡県外へ転居しても、「元の支部」又は「その他支部」として継続することができます。

災害見舞金

●退職組合員居住の住宅が水害・地震・火災等による被害を受けたとき給付します。

●全焼、全壊又は流出したとき……30,000円

●半焼又は半壊したとき……20,000円

●床上浸水のとき……10,000円

★提出書類 …… 災害見舞金請求書

★添付書類 …… 罹災証明書（コピーでも可）

罹災証明書がない場合は、請求書用紙の「罹災証明欄」に所轄官公庁で証明してもらってください。

※該当家屋に複数の退職組合員が居住している場合はそれぞれ請求できます。

長寿祝品

●退職組合員が満77歳（喜寿の祝い）に達する年度に、祝品を贈呈します。

※祝品の発送は9月中旬になります。発送については該当の方に事前に連絡します。

給付金請求書の締切日と送金日

締切日……毎月10日

送金日……翌月15日に送金いたします。(金融機関が休日の場合は翌営業日)

給付請求の期限

事由発生の月から1年です。

1年を超えると請求できません。

(ただし、死亡弔慰金・退会金は3年)



所属支部へ
提出してね!

◎給付金などの諸用紙の請求・提出は、所属支部へお願いします。(諸用紙はホームページからもダウンロードできます。)

◎各種お問い合わせについては、所属支部又は県事務局あてにご連絡ください。

個人情報の取り扱いについて

提出される各種請求書や届出用紙は、退職互助部事業に係る事務処理のみに利用します。

支部と地区委員

退職互助部に加入すると、組合員は、居住地の支部に所属します。

各支部には、町や学区単位で地区委員がおり、年に数回組合員宅を訪問し組合員に声をかけて支部だより等を配布してます。

地区委員の皆様には、個々の組合員と支部との交流を深めることを役割として活動していただいています。

支部や地区委員制度によって組合員数32,000人を超える退職互助部という巨大な組織が成り立っています。

ぜひ、地区委員制度をご理解いただき、ご協力をお願いします。

そ の 他

○事業内容は、規程等の改正に伴い変更となる場合があります。

※改正時には、互助新聞にてお知らせします。

○死亡したとき又は県外転出特に退会を希望したとき以外の任意による退会は原則できません。